

新卒者雇用に関する緊急対策 ～「3段構えの経済対策」の進捗状況～

第4回新成長戦略実現会議

平成22年11月8日(月)

新卒者雇用に関する緊急対策について

○ターゲット： 新卒予定者(大学4年生、留年生、高校3年生)、新卒未就職者

○中心的問題意識：

- ① 採用意欲の高い中小企業と大企業志向の強い新卒者等とのミスマッチ
- ② 中小企業の新卒者採用に係るコスト、リスクの軽減

新卒者等

○ 就労意欲・能力等に働きかけ

- ・ 大学におけるキャリアカウンセラー増員等
- ・ 面接会等における臨床心理士等による相談の実施
- ・ 学生の就業力を向上させるための支援プログラム

マッチング機能の強化

- ・ ジョブサポーターの倍増によるマッチング
- ・ 中小企業1万社をWeb等でマッチング
- ・ 説明会をセットにした就職面接会の実施

中小企業

○ 新卒者採用に係るコスト・リスクを軽減

～インターンシップ・トライアル雇用3倍増

- ・ 3年以内既卒者のトライアル雇用を行う奨励金の創設
- ・ 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金
- ・ 短期から半年間までのインターンシップ
- ・ 自治体が主体となって行うトライアル雇用(京都ジョブパーク方式)の全国的展開
- ・ トライアル雇用やインターンシップでのNPO等による雇用促進

関係機関の連携による地域の実情に応じた就職支援とワン・ストップ・サービスの推進

- ・ 国・地方・労・使・学校からなる「新卒者就職応援本部」の設置
- ・ 「新卒応援ハローワーク」を拠点としたワン・ストップ・サービスの推進

1. 新卒者等に対する相談支援の強化

○キャリアカウンセラー等の増員【文部科学省】【9月22日から増員開始】

キャリアカウンセラーの配置校を倍増し、学生の個々の能力や適性に合ったきめ細やかな就職相談を行うなど大学における就職支援体制を強化（248校→421校）。

○学生の就業力を向上させるための支援プログラムの充実【文部科学省】【9月28日から実施】

産業界との連携による課題解決型授業など、学生の卒業後の社会的・職業的自立に向けた優れた取組を国として支援する、「大学生の就業力育成支援事業」の選定取組を拡充（130件→180件）。

2. 求人意欲の高い中小企業と新卒者等の集中的なマッチングの促進

○「ジョブサポーター」の倍増によるきめ細やかな支援【厚生労働省】【8月31日から増員開始】

「大卒・高卒就職ジョブサポーター」を倍増（928人→1,753人）し、中小企業と新卒者等とのマッチングに集中的に取り組む。正社員就職件数 7,869件（平成22年4月～8月）

【ジョブサポーターによる中小企業とのマッチング事例】

ジョブサポーターが、自社のHPに採用情報を掲載している中小企業を見つけ、会社訪問。英語の出来る大学新卒者を採用したい意向を聴取し、新卒応援ハローワークに求人を提出してもらった。また、県内の外語大のキャリアセンターから依頼により相談を受けていた未内定者（通勤圏の求人が見つからない）に、当該求人を紹介し、マッチングに成功した。

○「緊急総合経済対策」（10月8日が閣議決定。以下「補正予算」という。）により、ジョブサポーターをさらに増員（1,753人→2,003人）し、定着支援や担当者制による個別支援を実施予定。

○「中小企業採用力強化事業」の拡充【経済産業省】【5月18日から実施中】

対象企業の拡大、新たに地域におけるU・Iターン等を目的とした合同企業説明会の追加開催等により、中小企業と新卒者との雇用ミスマッチ解消を一層推進する。

実績：登録学生数 38,197人、参画企業 2,356社（11月1日時点）

○中小企業を中心とする企業と学生のミスマッチ解消【経済産業省】

ジョブカフェにおける中小企業等向けの求人開拓を一層進めるとともに、その魅力を発信する事業等を強化する。

○ 補正予算により実施予定。

○「雇用意欲企業」の発掘・拡大【経済産業省】【9月14日に実績調査結果を公表】

採用意欲があり、人材育成に優れる企業をウェブページ等を通じて情報発信。

実績：回答のあった企業のうち、807社が9,822人を採用。781社が「今後の採用予定あり」と回答

3. インターンシップ・トライアル雇用の推進

○既卒者を対象にトライアル雇用を行う企業への奨励金の創設【厚生労働省】

【9月24日から実施】

卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給。

対象求人53,413人、対象者数12,050人、トライアル雇用開始者数 814人。（10月24日現在）

対象求人数は、事業開始（9月末）の16,608人から急増。

【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用移行から3か月後に50万円支給】

【トライアル雇用を活用した事例】

大学卒業後、就職活動を行っていたが、限界を感じ、ハローワークに来所。一般求人への応募を行っていたが、経験不足、条件が合わず、不採用が続いた。ハローワークから既卒者トライアル雇用求人を継続して送付するとともに、書類作成指導を繰り返し行った。教育機関の事務に既卒者トライアルで採用に至った。

○ 補正予算により、23年度末まで延長するとともに、長期の育成支援が必要な者を有期雇用し、必要な訓練等を実施の上、正規雇用化を目指す事業（「既卒者育成支援奨励金」）を実施予定。

○多様なインターンシップ機会の提供

①半年間までのインターンシップ機会の提供【経済産業省】【9月24日から実施】

- ・ 中小企業における半年間のインターンシップ機会の提供を支援（新卒者就職応援プロジェクト）。
- ・ 今年度前半では、4,988件の実習が成立。
これまでに実習が終了した 1,314人中就職した者は 484人。（10月20日時点）
- ・ 予備費により今年度後半から事業を再開。これまでに 131件の実習が成立。（10月29日時点）

②短期のインターンシップ機会の提供【厚生労働省】【9月24日から実施】

- ・ 未内定者や卒業後3年以内の既卒者を対象に、ハローワーク及び新卒応援ハローワークにおいて、短期（最長1か月）のインターンシップ機会を提供。

○京都ジョブパーク方式の全国展開【厚生労働省】【9月10日から実施】

各地方公共団体において、重点分野雇用創造事業を活用し、経済団体や労働局等、地域の関係者と連携しながら、未就職卒業者を対象として、働きながら経験や技術等を習得させる事業を積極的に展開。

4. 関係機関の連携による地域の実情に応じた就職支援とワン・ストップ・サービスの推進

○「新卒者就職応援本部」の設置【厚生労働省】【9月24日から実施】

全都道府県労働局に、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」を設置し、地域の実情を踏まえた就職支援を行う。9月24日に47労働局において全国一斉に設置、10月29日までに47労働局で第1回会合を実施済み。

新卒者就職応援本部において、地域が一体となって新卒者の就職支援を行うべく「新卒者支援宣言」を29労働局で策定済（別紙参照）。

○「新卒応援ハローワーク」を拠点としたワン・ストップ・サービスの推進【厚生労働省】

【9月24日から実施】

全都道府県労働局に、新卒者等が利用しやすい専門のハローワークとして、「新卒応援ハローワーク」を設置し、大卒就職ジョブサポーターによるワンストップの就職支援を実施。9月24日に47労働局に1カ所ずつ設置済み、11月8日までに8カ所新設、計55カ所に。

実績：9月24日～10月22日の利用者数24,943人

5. 既卒者の新卒枠での採用拡大

○「青少年雇用機会確保指針」の改正：「卒業後3年間は新卒扱い」に。【厚生労働省】

【11月15日公布予定】

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」を改正し、卒業後3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、既卒者の新卒枠での採用が促進されるよう経済団体等に要請予定。

10月27日労働政策審議会職業安定分科会において諮問・答申。

○新卒枠で既卒者を採用する企業への奨励金の創設【厚生労働省】【9月24日から実施】

卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給。

実績：対象求人6,263人、対象者数5,466人、就職者数 44人（10月24日現在）

対象求人は、事業開始（9月末）の2,031人から急増。

【正規雇用から6か月経過後に100万円支給】

○ 補正予算により、23年度末まで延長予定。

※ このほか、大学等とハローワークの一体的就職支援（面接会の共催等）、大学等の就職支援担当者向けメルマガの発行、大学等の就職保護者等関係者への啓発文等の送付による働きかけの実施、新卒者に対する地域の中小企業PR（地元企業を活用した高校内企業説明会の実施等）などに取り組む。

新卒者就職支援宣言

平成22年10月26日
福岡新卒者就職応援本部

福岡県の新卒者の就職環境は非常に厳しい状況にあり、平成22年3月卒業者の3月末時点の就職内定率は、高校生で92.1%、大学生で82.4%とここ十年間では最低水準に迫る非常に厳しい状況となっております。

また、平成23年3月卒業者の就職環境についても、求人数が厳しかった昨年度をさらに下回り、2年前のおおよそ半減となるなど、さらに厳しい状況が続くことが懸念されています。

そして、今、明日への夢と希望を抱き、自らの力を育むため、懸命に努めてきた若者たちが、社会へ飛び立てぬまま、その翼を納めようとしています。

資源の乏しい我が国にとって、人材こそ社会の礎であり、若者は、無限の可能性を秘めたかけがえない存在です。若者の職業能力の蓄積がなされないと、中長期的な国際競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊はもとより、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、ひいては社会不安の増大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を惹起しかねません。これからの日本を担う若者が、生きる自信を持ち、その能力を高め、いきいきと活躍できる社会を形づくることは、私たちに課せられた使命でもあります。こうした状況を踏まえ、「福岡新卒者就職応援本部」に参集する国の機関、地方公共団体、教育機関、経済団体、労働団体及び関係機関は、相互の緊密な連携のもと一致協力して様々な支援策に取り組むことを決議いたしました。

本日、私たちは、正社員として働きたいという新卒者、既卒3年以内の就職希望者の切なる声に応え、将来ある新卒者等が能力を活かせる安定した職業に一日も早く就職できるよう、以下のとおり、総力を挙げて取り組むことをここに宣言します。

【構成機関・団体】

福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市
九州地区大学就職指導研究協議会、福岡県大学等就職問題連絡協議会、日本私立大学協会九州支部
福岡県高等学校進路指導研究協議会、福岡県私学協会、福岡県立高等学校長協会
福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会福岡県連合会
社団法人 福岡県雇用対策協会、独立行政法人 雇用・能力開発機構福岡センター
九州経済産業局、福岡新卒応援ハローワーク（福岡中央公共職業安定所）、福岡労働局

（※順不同）

新卒者就職支援宣言にもとづく具体的なとりくみ

次の目標を掲げ、これまでの就業支援に加え以下の項目に取り組めます。

I 目 標

1. 高等学校卒業予定者
平成23年3月末時点における就職内定率が、過去5年間の平均を上回ることを目指します。
2. 大学等卒業予定者
平成23年3月末時点における就職内定率が、過去5年間の平均を上回ることを目指します。
3. 既卒者（3年以内の学校卒業者）
平成23年3月末までの間に、1,000人以上の就職を目指します。

II 取り組む事項

「福岡新卒者就職応援本部」に参画する各機関が連携して当面次の事項に取り組めます。

1. 新卒者就職支援に関する緊急対策を実施します。
2. 新卒求人等の総量確保と就職希望者ニーズに即した個別求人開拓に取り組めます。
3. 新卒者等と求人との効果的マッチングを推進します。
4. 新卒者等に対する就職に関する情報提供を強化します。
5. 高校生・大学生等に対する職業意識形成支援等を強化します。
6. 高校生、大学生等の保護者に対して、優しい雇用環境の理解を求めるとともに、地元企業への就職や正規雇用としての就職等について働きかけます。
7. 地元企業への支援を図る取組みを推進します。